

# 郡山市養育費確保に係る公正証書作成等支援事業補助金のご案内

養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長や安心した生活を実現するために認められた子どもの権利です。ひとり親家庭の子どもが養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費に係る債務名義<sup>※1</sup>取得に要した経費の一部を市が補助します。



※1 強制執行認諾約款付公正証書や調停調書、判決書など、強制執行の効力を有する文書

補助対象者	<p>郡山市に在住する<sup>※2</sup>ひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に養育している者</li> <li>●養育費取り決めに係る債務名義を有している者</li> <li>●債務名義取得に係る経費を負担した者</li> <li>●同一の児童を対象に、過去に同様の補助金等について他の自治体等から交付されていない者</li> </ul> <p>※2 本市に住民登録のある方</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公正証書：公証人手数料令に基づき公証人に支払う手数料（養育費に関する分に限り） 戸籍謄本・印鑑登録証明書等添付書類取得経費</li> <li>●調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得経費、連絡用郵便切手代</li> <li>●裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得経費、連絡用郵便切手代</li> </ul> <p>注）調停や裁判等における弁護士費用は対象になりません。</p>
補助額	補助対象経費の全額（上限5万円） ※予算の範囲内で交付します。
手続きの流れ	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">離婚</div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px; width: 80%;"> <p>・離婚届を提出し、新しい戸籍を作成してください。</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">交付申請</div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px; width: 80%;"> <p>・債務名義を取得した日の翌日から起算して1年以内に、必要書類（<b>詳細は裏面に掲載</b>）を揃えて、下記担当窓口申請してください。</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">審査</div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px; width: 80%;"> <p>・必要書類を市が審査します。</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">交付決定</div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px; width: 80%;"> <p>・補助金の交付が決定した方に補助金交付決定通知書を送付し、補助金を指定の金融機関口座に振り込みます。</p> </div> </div> </div>

来所される前にはまずはお電話にてお問合せください

必要書類等お手続きについてご案内させていただきます

TEL 024(924)3341 郡山市こども部こども家庭課女性・ひとり親家庭支援係

必要書類

(1) 公正証書作成等支援事業補助金  
交付申請書

様式は本市ウェブサイトからダウンロード  
できます。  
こども家庭課窓口でも配布しています。



(2) 公正証書作成等支援事業補助金  
添付書類一覧

(3) 養育費の請求に係る債務名義の写し

強制執行認諾約款付公正証書<sup>※3</sup>、調停調書、判決書など養育費の強制執行の効力を有する文書の全ページの写しが必要です。

※3 「金銭債務を履行しないときは、強制執行に服する旨」という内容が記載された公正証書

(4) 補助対象経費の領収書の写し等支出の内容が確認できる書類

(5) 申請者名義の口座の通帳の写しなど、振込先口座が確認できる書類

(6) 申請者及び申請者が養育している児童が記載された住民票の写し

●申請者及び申請者が養育している児童が郡山市の住民票に記載されていて、公簿の閲覧に同意し公簿で確認できれば、添付を省略することができます。

(7) ひとり親世帯であることが確認できる書類（A～Cの内、いずれか1つ）

A 申請者及び申請者が養育している児童の戸籍謄本又は抄本の写し

B 児童扶養手当証書の写し（最新のもの）

●現在、児童扶養手当を受給中であり、公簿の閲覧に同意し公簿で確認できれば、添付を省略することができます。

C ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し（最新のもの）

●現在、ひとり親家庭医療費受給資格者に登録中であり、公簿の閲覧に同意し公簿で確認できれば、添付を省略することができます。

お知らせ

○養育費保証契約支援事業

子どもたちの元に安定的に養育費が行き届くよう、保証会社と養育費保証契約を締結した際の初回の契約費用について補助（上限5万円）します。



○養育費等に関する弁護士法律相談事業

養育費の他、離婚、親権、親子交流、感謝料や財産分与などについて、無料で弁護士に相談することができます。事前申込みが必要になります。



<お申込み・お問合せ>

郡山市こども家庭課女性・ひとり親家庭支援係  
住所：郡山市桑野 1-2-3 ニコニコこども館 3階  
電話：024-924-3341

◆開館時間 月曜日～日曜日 8：30～18：00

◆休館日 第3土曜日とその翌日  
年末年始（12月29日～1月3日）

